荒井　義次　生駒　賢治
大古　益男　太田　秀世
（警視庁警部）
樽林　憲樹　迫　勇
力石　太郎　辻村　弘
中西　効治　鳴海治一郎
平井　數馬　谷田部政博
従六位に叙する（各通）
五味　啓喜　園田　定治
正七位に叙する（各通）（以上二月二十一日）
別所　茂
正五位に叙する
池田　壮六
辰己　知之
正六位に叙する（各通）
佐野　堅一
従六位に叙する（各通）（以上二月二十二日）
佐野　哲男
（登別市議会議員）
従五位に叙する（各通）
吉村　良美
正六位に叙する
渡邉　勲
従六位に叙する
小川　弘信
正七位に叙する（各通）（以上二月二十三日）
田村　信男
正三位に叙する
諸岡　昭二
従四位に叙する
藤田　博雄
正六位に叙する
山崎　靜子
従六位に叙する
堀川　實
正七位に叙する（以上二月二十四日）
後藤　一雄
従五位に叙する（二月二十八日）
新宮松比古
従五位に叙する（三月十三日）
○叙勲
小西　俊明
旭日単光章を授ける（二月二十日）
生駒　賢治　富塚　浩
鳴海治一郎
旭日双光章を授ける（各通）

笹渕　一雄　高橋　清悦
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）
今吉　耕夫
旭日単光章を授ける（二月二十二日）
上野　哲弘
沼田　一夫
（登別市議会議員）
旭日小綬章を授ける（各通）（二月二十三日）
新宮松比古
旭日中綬章を授ける（三月十三日）
久保　修司　込山　一正
篠原　英毅　高橋　毅
瑞宝双光章を授ける（各通）
澤田　檜二　塩野　勇
藤野　嘉彦　平内　篤
宮川　重雄　宮下　逸男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
庵原　俊昭
瑞宝中綬章を授ける
石山　洋三
（東京学芸大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
五十嵐教海　石黒　寛司
高田　文一　中島　實
松澤　幸樹
瑞宝双光章を授ける（各通）
小野寺佐元　菊池　裕二
塚本金左衛門　林　喜實
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）
（東京大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
氏家　邦夫　大谷　勝男
坂本　亮　清水　洋
内藤　道夫　中村　博之
古山　薫　藁谷　俊雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
海老原　巧　大橋　徳藏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）
（函館工業高等専門学校名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
太田　秀世　片山　博三
（警視庁警部）
酒井　哲久　辻村　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）

五味　啓喜　平井　數馬
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）
池田　壮六
瑞宝小綬章を授ける
佐野　堅一　蓮沼　嘉一
瑞宝双光章を授ける（各通）
中野　治
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十二日）
渡邉　勲
瑞宝双光章を授ける（二月二十三日）
藤田　博雄
瑞宝小綬章を授ける
佐藤　清
瑞宝双光章を授ける（以上二月二十四日）

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示

健康障害を防止するための指針公示第26号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針について次のとおり公表する。

平成28年3月31日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　名称　労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

2　趣旨　この指針は、労働安全衛生法第28条第3項の規定により、エチルベンゼン、4－ターシャリーブチルカテコール、多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）及びメタクリル酸2，3－エポキシプロピルによる労働者の健康障害の防止に資するため、2－アミノ－4－クロロフェノール等34の化学物質を製造し、又は取り扱う事業者が、その製造、取扱い等に際し講ずべき措置について定めた労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第23号）の対象物質に当該化学物質を追加するほか、所要の改正を行うものである。

3　適用日　公示の日

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあっては、健康課）において閲覧に供する。

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人熊澤孝は願により公証人を免ぜられた。

北原一夫は公証人に任命され、東京法務局所属公証人熊澤孝の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人石橋基耀は願により公証人を免ぜられた。

園部典生は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人石橋基耀の後任を命ぜられた。（以上三月二十三日）（法務省）

公　告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条第8項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成28年3月31日

金融庁長官　森　信親

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

(1)　ウィロー・インベストメント・ホールディングス・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ウィロー・インベストメント・ホールディングス・ジーピー・エルエルシー

住所　ケイマン諸島、KY－1－1104、グランドケイマン、アグランド・ハウス、メイプルズ・コーポレートサービス・リミテッド内